

「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案」について

平成17年7月
国土交通省

1. 改正の背景

公益法人に係る改革については、平成12年に策定された「行政改革大綱」に基づき、平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、この計画の実施の一環として、「住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正住宅品質確保法」という。)」が第161回国会において可決され、平成16年11月25日に公布されたところであり、平成18年3月1日に施行されることとなっています。

また、改正住宅品質確保法附則第2条において、住宅性能評価機関等の登録を受けようとする者は、平成17年9月1日からその申請を行うことができることとされています。このため、改正住宅品質確保法の施行に伴い必要となる規定の整備を行うものです。

2. 改正の概要

登録住宅性能評価機関、登録講習機関、登録住宅型式性能認定等機関及び登録試験機関の登録及び型式住宅部分等製造者の認証の有効期間を法で規定された期間のうち最短の五年とする他、所要の規定の整備を行います。